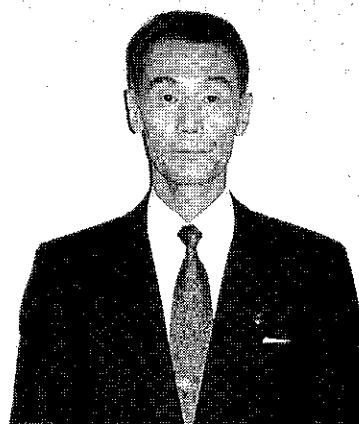


かながわ保育



保育所制度の改革について

県児童福祉課長 前田謙一

発行所

横浜市神奈川区沢渡4の2
神奈川県保育会

発行人

富田英雄

題字

故 内山岩太郎 筆

日ごろは、本県の保育行政に多大なご協力をいただきておりますことに対し厚くお礼申しあげます。

さて、今回の児童福祉法の改正では、利用者の立場に立つた保育制度を確立するという観点から、従来の措置制度から利用者が希望する保育所を選択できる仕組みに改められました。市町村は保育にかかるという要件の確認は従来どおり行うものの、希望保育所の定員超過等の理由がなければ、入所を承諾する義務を負

従来の応能負担の原則から、家計への影響を考慮しながら児童の年齢等に応じて定める額を徴収できることとなり、当面は徴収基準額表の簡素化を図ることとし、均一化の方向を示しております。

こうした法改正の趣旨をうけまして、利用者の多様なニーズに柔軟に対応することができるよう、規制緩和や弾力運用の措置がとられておりります。こ

うことで、子育て環境の変化に対応

さらに、保育料に関しては、従来の応能負担の原則から、家計への影響を考慮しながら児童の年齢等に応じて定める額を徴収できることとなり、当面は徴収基準額表の簡素化を図ることとし、均一化の方向を示しております。

こうした法改正の趣旨をうけまして、利用者の多様なニーズに柔軟に対応することができるよう、規制緩和や弾力運用の措置がとられております。こ

に提供するとともに、さらに、外部委託を行うことが認められ、その場合には調理員を置

また、市町村及び保育所は保育に関する情報を地域住民に提供するとともに、さらに、外部委託を行うことが認められ、その場合には調理員を置

かれて、家庭に対する支援を推進するため、市町村における子育児センターの整備や地域支援センターの拡充を図るな

ど、安心して子供を生み育てられるような環境づくりに取り組んでまいります。

し、「子育て支援の環境づくり」を「かながわ新総合計画」の重点プロジェクトとして位置づけ、多様な保育サービスの充実に努めるとともに子育て家庭に対する支援を推進するため、市町村における子育児センターの整備や地域支援センターの拡充を図るなど、安心して子供を生み育てられるような環境づくりに取り組んでまいります。

さらに、国の動きを受け、保育会の代表にも参加しているただいている「かながわ子ども未来計画推進会議」において、望ましい保育制度のあり方についてご検討をいただいております。

今後、これらの検討結果を踏まえ、法改正の趣旨に沿った保育所の運営がなされるよう、市町村と連携しつつ、保育施設の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

ので、県保育会の皆様には引き続き、保育行政への温かいご理解とお力添えをお願い申しあげます。

児童福祉法一部改正のポイント

この四月から新しい保育所制度が始まる。さしあたって、私たちの重大関心事は「保育所運営が今後どうなるか。今までのやり方をどう変えればよいか」である。

保育所入所が、「措置」という一方方向の恩惠的な行政処分によって行われたことから、文字通り利用者が主権者として福祉サービスを享受できるよう、「保護者の選択による市町村との契約」で入所

として、希望の多い保育所とそうでない所の差がはつきりする。また、経営上の破綻をきたす保育所も出てきて、利用者のニーズを満足させる保育サービスの提供が争つてすめられるこ

に關しては、保育所經營・運営者により一層の柔軟な発想による事業展開が必要である。例えば、子育て支援センター・低学年児童保育・一時保育・介護支援セ

として提供できる内容をしつかり持つこと、情報内容が真実で適正であること（虚偽・誇大であれば排除される）、更に情報提供の制度を保育事業全体や各保育所に適當に活用することなどに

この法改正がもたらすであろう児童福祉にとっての眞の意味は、私の理解が及ぶところではない。ただ、認可保育所が少しでも乳幼児の福祉に貢献できるよう、子育てに関わる地域のニーズを捉え様々な実践をすること、その進展を図るために関係方面へ具体的な働きかけを繰り返すこと、は依然として重要なことであると思う。

改正で重大なことは、次の

保育所入所が、「措置」という一方方向の恩恵的な行政処分によって行われたことから、文字通り利用者が主権者として福祉サービスを享受できるように「保護者の選択による市町村との契約」で入所することになった。「保育に欠け」「定員内」であれば、希望保育所への入所が保障されるという点で、個々の利用者の保育サービスに対する権利性が強まつたわけである。このことは、各保育所がそれぞれに提供する保育サービスの内容等に保護者の関心を集めることにもなる。

として、希望の多い保育所とそうでない所の差がはつきりする。また、経営上の破綻をきたす保育所も出てきて、利用者のニーズを満足させる保育サービスの提供が争つてすすめられるところになろう。保育の質や職員待遇を維持し、単なるサービス競争に陥ることのないような業界全体の自主的チェックシステムの導入が欠かせない。

に關しては、保育所經營・運営者のより一層の柔軟な発想による事業展開が必要である。例えば、子育て支援センター・低学年児童保育・一時保育・介護支援センター事業等との「組み合せ事業」も考えたい。

② 情報提供について（児童福祉法第二十四条五項第四十八条の二）

保育所を選択するに必要な保育に関する情報提供が市町村に義務づけられており、各保育所にも、より具体的で個性のある情報提供が期待されている。

法令、条例に基づく情報公開制度と趣旨を異にする

として提供できる内容をしつかり持つこと、情報内容が真実で適正であること（虚偽・誇大であれば排除される）、更に情報提供の制度を保育事業全体や各保育所運営に活用することなどに留意する。

③ 広域入所制度（児童福祉法第五十六条の六）

利用者にとって、選択の幅が広がる。住民優先の制度、手続きの簡素化、他市町村と保育所の委託契約内容等検討課題は多い。

(2) 公私別の保育コスト
情報提供

市町村の行う情報提供の一

保育かながわ

平成10年3月20日

（児童福祉法第二十一条二項）

利用しやすい保育所を一步進めるものである。いずれ利用者は入所したい保育所で申し込むことが一般化する。直接受け所制度に近づいた感がある。窓口対応はますます重要な役割となる。

各保育所の対応の違いが当然予想されるので、利用者間の公平を図つたり適切な手続き（入所すべき人がはじかれない、必要な説明がなされる、基準が無視されない）が極め定数外入所の場合に市町村の基準が無視されない）が極め

コストに応じた費用徴収に変わった。平成十年度は、従来の十階層が七階層になつていているが、平成十二～十三年度には乳児区分が新設され、乳児・一～二歳児・三歳以上児の三区分でそれぞれに均一保育料が考えられている。特にコストがかかるとして乳児保育料の保護者の多い乳児保育は益々が高額になつてしまふと若年利用しにくくなる。十分な配慮を要望する（乳児保育単価＝従来の措置費が平成十年度から新設された）。また低所得

(6) 保育制度に関連して
① 保育時間と開所時間
保育時間は、原則八時間で從来と変更がない（児童福祉施設最低基準第三十四条）。八時間で積算している負担金・補助金も多いと思われる。

一方、開所時間は十一時間であり、それが可能となるよう從来の措置費を積算してきたというのが厚生省

所の開所時間より前からの開所であれば、各保育所が必要に応じやすい時間帯で十一時間を自由に設定できることになった。こうした開所時間との関連で従来のように、延長保育は午後六時以降というように、一律に言えず、開所十一時間を超えた場合に該当することになる。もともと、延長保育の国補助金は、開所十一時間三十分を超えた場合にのみ該当するので、反対に運営費負担金（＝従来の措置費）で十一時間三十分ま

う甘い読みがあり、それを利用して国は補助金〇の考え方を進めてきた。しかし、どんなに県・市補助が充実していても、利用者負担だけで経費を賄うとしたら親負担の限界を越える（私どもの試算で A型でも一ヶ月二万～二万五千円の親負担）、まして財政面が国基準の地域では延長保育は実施できないとして、全保協や延長保育男（えんぢょうほいくおとこ）とまで言われた〇氏が必死で政治家を動かし、

(3) 入所申入の代行制度
ことなが目的で、保育所を選ぶための情報ではない。市町村間のコスト差も見え認可外施設等との比較もしやすくなる。保育所の効率的運営や各保育所間のコスト差もいざれ話題になるものと思う。福祉制度の一部である保育制度にいち早くコスト論が取り入れられたことで、今後制度への波及に注意したい。特に公立保育所の奮起を促したい。

度による各保育所の事務量の増大にどう対応するかは行政の援助を含めて大きな検討課題である。

階層への配慮が生活保護制度との関連で現在検討されている。
保育料の均一化によって、幼稚園を含めた他の保育サービスとの比較がされやすく、また、この時期に保育制度が新しい段階を迎えることにもなろう。

時間保育で早朝（七時過ぎ）や夕方（六時近く）に在所する児童が増加していることを理由に、開所時間延長促進事業も、概ね七時～十八時まで開所している保育所を対象にしている。保育現場では十一時間保育が既成事実のように受け取られている。

で開所することになる。一時間を超える部分については、保護者から利用料を取ることができる。

② 延長保育等の自主事業化

従来、市町村が事業主体であり国の補助事業（事業費の四分の三相当額）であった延長保育が、各保育所の自主事業になり国の補助金は大幅に減額された。余談だが、保育所の自主事業化を望んだ施設長等の中には、

やっとここまで補助金が復活したと聞いている。財政難から延長保育が後退したら、保育ニーズに柔軟に応えようというこの保育所制度改革はいったいなんだつたのかということになる。

補助事業としての組み立てはまだ固まっていないが、今の段階で整理すると、延長保育は各保育所の自主事業となつたのでその実施実施は各園が決めることになる。但し、国の補助金を導入しようとすれば、市町村への届け出が必要で、国の補助金は市町村を通して流されるので、例え市町村負担のない場合でも市町村での予算化が必要である。

市町村は従来の延長保育事業実施主体から補助事業実施主体に変わったわけである。

(10) 最近の情報で入手しに育所との距離が通常の交通手段で三十分以内、合算した定員で費用が支弁される。当面モデル事業として行われる。

① 最低基準に明記される保育関係予算等に関する疑義解釈がある。すでに述べたものを除いて気になる部分を抜粋して紹介する。

② 延長保育・一時保育について、平成十年度についていた保健婦又は看護婦一人以上の場合に配置されているを当分の間含める。

③ 延長保育の対象児童の要件の弾力化について、例え買物に行くときに利用

しない場合は国補助金はそこまで減額される(未確定)。

延長保育は、概ね十一時間(「概ね」というのは、平成十年度限りのようである)の通常の保育時間を超えて、一時間型・二時間型等があり三十分・一時間三十分経過後に六人以上在所していること(四月又は五月の平均利用者数で考える。また、五人以下の場合の補助制度も新設)

延長保育料は、自由に設定できる。

延長保育を公立保育所がどのように対応するか、更に延長保育制度のゆくえは、保育制度そのものの在りようを予測させるものとして注目されている。

一時保育についても、緊急一時的な保育需要に弹性的に対応できるよう、自主的・主体的な取組みができるようになつた。実施主体は保育所であり、補助事業者が都道府県・市町村となる。補助申請をして実施し

ようとする保育所は市町村に届け出る。

事業担当に保母を配置するが、担当職員以外の協力を得て実施してもよい。利用者も従来必要とされた市町村による承認が不要なった。保育料は、保育所が定める。

③ 主任保母の専任化

人員配置増が極めて難しかわらず、定額補助という考え方もあるが、経費から延長保育料やその他の補助金等の収入を差し引いて

保育所が地域の住民に対する保育相談や助言をすると、い時代に、長年の懸案だった主任保母専任化の芽ができた。

保育所が地元の住民に対する保育相談や助言をすると、い時代に、長年の懸案だった主任保母専任化の芽ができた。

④ 地域子育て支援センター

当分の間、年度当初は定員の十%、年度途中では二十%を増員して保育が出来ると、当然最低基準は下回ってはならない。

残った額が国の補助額より少ない場合は国補助金はそこまで減額される(未確定)。

特例の制度はなくなり、すべての保育所で乳児保育の保母定数が三・一になった。

助要件であった乳児一人当たり五、六以上や九人以上の場合は、保健婦または看護婦を下回らせてはならないことになつていて。結果、最低基準としては保母定数のみの変更である(第

ようとする保育所は市町村に届け出る。

事業担当に保母を配置するが、担当職員以外の協力を得て実施してもよい。利用者も従来必要とされた市町村による承認が不要なった。保育料は、保育所が定める。

(7) 最低基準の見直し

保育所の責任から施設の職員が行うことが原則であるが、管理者の業務上必要な注意や給食の質が確保されれば、調理業務を全て委託することが可能になった。

(三条)

① 乳児保育の一般化

乳児指定保育所や指定外の保育所で乳児保育の特例の制度はなくなり、すべての保育所で乳児保育の保母定数が三・一になつた。

職員が行うことが原則であるが、管理者の業務上必要な注意や給食の質が確保されれば、調理業務を全て委託することが可能になった。

職員が行うことが原則であるが、管理者の業務上必要な注意や給食の質が確保されれば、調理業務を全て委託することが可能になった。

職員が行うことが原則であるが、管理者の業務上必要な注意や給食の質が確保されれば、調理業務を全て委託することが可能になった。

職員が行うことが原則であるが、管理者の業務上必要な注意や給食の質が確保されれば、調理業務を全て委託することが可能になった。

② 短時間勤務保母の導入

定員九十人以下の保育所も適用されることを望む。

③ 調理の業務委託(第三十

小規模型(指導者一名の配置)で特別保育事業と育児相談または子育てサークル等の育成・支援をするものも認められた。

員でなければならなかたが、八割以上の常勤保母で定員内保母は全て常勤職員でなければならない。勤務時間数を上回って短時間勤務保母の勤務時間が確保されることになる。

定員九十人以下の保育所も適用されることを望む。

月二十日未満勤務をいうことは、一日六時間未満又はさればよい。短時間勤務とは、一日六時間未満又は足り、本来の常勤保母の勤務時間数を上回って短時間勤務保母の勤務時間が確保されることになる。

④ 定員の彈力化

当分の間、年度当初は定員の十%、年度途中では二十%を増員して保育が出来ると、当然最低基準は下回ってはならない。

⑤ 地域子育て支援センター

当分の間、年度当初は定員の十%、年度途中では二十%を増員して保育が出来ると、当然最低基準は下回ってはならない。

⑥ 定員の彈力化

当分の間、年度当初は定員の十%、年度途中では二十%を増員して保育が出来ると、当然最低基準は下回ってはならない。

⑦ 最低基準の見直し

当分の間、年度当初は定員の十%、年度途中では二十%を増員して保育が出来ると、当然最低基準は下回ってはならない。

⑧ 公立保育所問題

当分の間、年度当初は定員の十%、年度途中では二十%を増員して保育が出来ると、当然最低基準は下回ってはならない。

⑨ 保育所分園

当分の間、年度当初は定員の十%、年度途中では二十%を増員して保育が出来ると、当然最低基準は下回ってはならない。

⑩ 保育制度改正は社会

⑪ 福祉の基礎構造改革の一環である。

改革の基本的方向は、

* サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立

* 信頼と納得が得られるサービスの質や効率性の確保

* 多様な主体の参入促進

* 情報公開等による事業運営

* 透明性確保などである。

の透明性確保などである。

どれ一つをとっても、

今後の経営・運営に直結して

おり、社会福祉の在り方自体

を変えるものなので、十分に

注目を願いたい。

これから時代に保育事業

きないと思うからだ。保育所制度の動向を踏まえ、それぞれの園長が自分流のやり方で魅力ある保育所づくりのため説得力ある保育(事業)を展開することが欠かせなくなつてきている。そこで、神奈川県保育会では、単に情報を早く伝達するに止まらず、解説などをはじめ、情報の真の意義をお知らせすることで会員の皆様に役立ちたいと思っている。

事業主が多様化する中で起きてくる競争は、認可保育所同志の馴れ合いからは想像で

きれないと思われる。

しかし、個々の保育所が淘汰されいくことは間違いない。

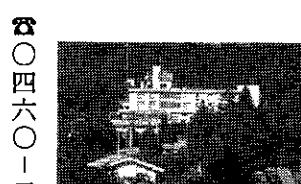
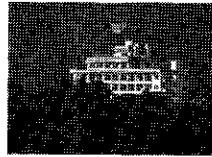
事業主が多様化する中で起きてくる競争は、認可保育所同志の馴れ合いからは想像で

</

やすらぎとくつろぎの宿」紹介

神奈川県社会福祉事業団保養所ガイド

津久井の春は「湖月荘」
く津久井湖
が、目の前
で豊かに広
がるたたず
まい、眺め



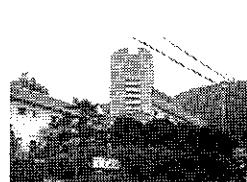
所がたくさんあります。

女性の宿「しらゆり」

のいい大浴場で心ゆくまでく
つろいでいただけます。

三浦の冬は「万寿荘」

浦半島が高
台にあります。
また、



幻想的な
湯けむりが
ただよう温
泉郷、明神
ヶ岳や明星
ヶ丘の美し

い景色がくつろぎを約束して
くれます。女性だけで気楽に
利用できるのがうれしい。

【四六〇一二一三八六七】

特徴

1. 有害菌を完全に殺菌します
2. 犬や猫の排泄物による線虫類

や蛔虫類(卵)を死滅させます。
3. 薬剤による殺菌でなく熱殺菌
によるため、人体への影響はありません。

4. 処理後、ふるい器による選別
を行う事で、犬や猫の粪及

び、ガラス片、釘などの異物

を取り除く事ができます。

5. 抗菌砂を混合することにより、

殺菌効果を持続させます。

遊べる場所にするために薬剤を使
わず、熱で殺菌・殺虫するシステ
ムをご紹介します。

一方保育現場は利用しやすい保
育所がキーワードになっている昨
今、利用者の声や立場のよき理解
者としても一度考えてみること
も大切ではないでしょうか。

全国大会も終えホット一息みん

なの方が結集し更に組織の充実が

約束されたような気がしてなりま

せん。多忙の中寄稿いただいた方々、

などに効く
弱食塩泉。

すなばをきれいに

サンド・クリーン・サービスの「案内

砂場は、子どもが大好きな遊び

△問い合わせは

場です。しかし、この砂場は、雑

菌・寄生虫など、子どもにとつて

株式会社コモタス横浜支社

サンドクリーン事業担当

は安全とはいえない物でいっぱい

丸川スレート株式会社

045-512-2050

です。

あなたの保育園の砂場は、犬や
猫にとって格好のトイレになつて

0427-22-2424

いませんか。大腸菌や寄生虫の繁

殖場になつていなか

うか。

編集後記

三月卒園を間近に控えた子ども
達の成長には目を見張るものがあ

り表情も豊か、中でも長野オリン

ピックでは子ども達が感動と希望

を与えてくれ、大きな夢が膨らん

だ。

一方保育現場は利用しやすい保
育所がキーワードになつて いる昨
今、利用者の声や立場のよき理解
者としても一度考えてみること
も大切ではないでしょうか。

も大切ではないでしょうか。

全国大会も終えホット一息みん

なの方が結集し更に組織の充実が

約束されたような気がしてなりま

せん。多忙の中寄稿いただいた方々、

ありがとうございます。

ありがとうございました。